

## 令和6年度 景観審議会（第1回景観形成部会）

日時：令和6年10月28日（月）11:00～14:30

[現地視察] 11:00～12:00

[審議会] 13:30～14:30

場所：[現地視察] 宍粟市山崎町山崎地区

[審議会] 宍粟市役所

本庁舎5階502会議室

令和6年度景観審議会（第1回景観形成部会）において、「宍粟市山崎町山崎地区景観形成重点区域指定(素案)について（事前審議）」他2件について審議を行った。

### 一会議次第一

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 宍粟市山崎町山崎地区景観形成重点区域指定(素案)について（事前審議）

(2) 景観遺産の登録候補について（報告）

(3) 景観形成重要建造物等の第17次指定候補について（報告）

4 その他

5 閉 会

### 一出席者について一

委員定数9名中6名の出席があり定足数に達していることから、部会は成立した。

### 一議事録署名委員について一

山下委員を指名した。

### 一議事（要旨）一

#### ○宍粟市山崎町山崎地区景観形成重点区域指定(素案)について（事前審議）

- ・宍粟市山崎町山崎地区景観形成重点区域指定(素案)についてについて事務局より説明

（委員）

説明の中で、住民説明会での意見に対する県の対応を説明していただきたい。

(事務局)

一つ目は、「重点区域の目的は「賑わいづくり」なのか」という質問だが、重点区域の目的は、「地区の顔づくり」であり、その結果として訪れる県民等が増え、賑わいづくりに繋がることも考えられる。仮に、地元の意向として、観光客が増えることに抵抗がある場合、指定しないということも選択肢としてあり得ると考えている。

二つ目は、「指定後に指定を外すことは可能か」という質問であるが、例えば、重点区域内の建物が解体等によって、重点区域の趣旨である「地区の顔」として、整備していくことが相応しくないと判断される場合、指定を外すこともあり得ると考えている。

三つめは、「山陽盃酒造の前に景観展望視点を加えて重点区域を2ヶ所にできるか」と「本家門前屋周辺から山陽盃酒造周辺まで広げることが可能か」という質問で、これは山陽盃酒造がある酒蔵通りは西行きの方通行になっており、観光客が山陽盃酒造を一番先に見ることが多いと考えて、質問されたものである。山陽盃酒造は「景観形成重要建造物」に指定されているが、周辺には一般住宅などが建ち並んでおり、歴史的なまち並みの連続性はない。よって、景観形成重要建造物が集積する範囲を重点区域として指定することを考えている。仮に、重点区域を山陽盃酒造まで拡大すれば、その間にある一般住宅に景観形成基準より強化された景観形成重点基準が適用されるため、過度な負担をかけることが懸念される。

四つ目は、「資料1—2に示す6番の駐車場を重点区域に含めるのはなぜか」という質問だが、理由としては、景観展望地点から目立つ位置にあり、将来的に新たな建築行為等を行う場合、景観展望地点から見える建物として景観形成重点基準に則った外観へと誘導することを想定しているためである。

最後は、「修景助成について、建物の規模が大きい「景観形成重要建造物」に関して、修景費用が高額なため、助成率を引き上げてはどうか」という要望であるが、重点区域については、助成率を2分の1に引き上げることとなるため、更なる引き上げは考えていない。また、これまで一度だけに限定していた助成制度の活用について、助成を受けてから10年経過すれば、再度可能となるよう改善しており、今後も柔軟な運用に努めたいと考えている。

(委員)

住民の意見として「賑やかになることが好ましくない。」という意見があるが、地元は景観形成重点区域指定に対して前向きではないのか。また、酒蔵通りのまち並みの良さが理解されていないのか。地元の意向について、宍粟市の考えを教えてください。

(宍粟市)

住民説明会では、大半の方が指定に対して前向きな考えを持っていた。年間約4万人が紅葉の名勝「最上山公園もみじ山」を訪れ、その多くが酒蔵通りを徒歩で往来するため、既に賑わいのある通りであると認識している。

(委員)

地元住民全員が賛成の意見を示すことは難しいと思うが、外部の人間が入っ

て、この地域の良さ伝える機会を作ってほしいと思う。

(委員)

道路の美装化について、町屋商店街通りには石畳風の舗装がされているが、伝統的な建物やひょうごビューポイントに指定されている場所もある酒蔵通りは美装化がされていない。今後の課題として道路の美装化も検討してほしい。

(宍粟市)

宍粟市道である酒蔵通りについて、令和6年2月に町屋商店街通りの石畳風の道路と同様の美装化にするよう地元から要望を受けている。これを受けて、令和7年度予算確保に向けて検討している。

(委員)

景観形成重点区域案から山陽盃酒造が除かれているが、景観形成重点区域を2か所設けることは問題があるのか。

(事務局)

制度上は一つの景観形成地区内に複数の重点区域を指定することは可能だが、「山陽盃酒造」周辺には、歴史的まち並みが残っていないため、現時点で「地区の顔」とすべき重点区域に指定することは難しい。

(委員)

背景に見える山が奥行きや連続性の要素を持っているように、景観展望地点から見える景観は、景観形成重点区域外についても連続性と奥行きが感じられるような配慮をすることが望ましい。それを踏まえ、景観展望地点から酒蔵通りを東に望んだ時、突き当りに白い外壁の住宅が見えるが、どのように考えているか。

また、電柱、カーブミラーは、景観形成重点基準の対象ではないが、「地区の顔」として整備するなら無電柱化は難しくても色彩に配慮した美化電柱にすれば、景観展望地点の景観に効果あると考える。

さらに、町屋商店街通りの石畳のように、サンドページュ系の舗装はアスファルト舗装の暗褐色とコントラストが大きく、まち並みの連続性に大きな影響を与えるので配慮が必要と考えている。

(事務局)

景観展望地点から当該住宅までは距離が離れている(200メートル弱)ことや景観形成基準が適用されていることから大きな影響はないと考えている。

電柱、カーブミラー等に関する景観への配慮については、市役所、警察などの各関係機関との調整が必要なため、今後、目立たない位置や色彩とするよう、働きかける。

(部会長)

事務局には、委員の皆様からいただいた意見を踏まえて、案を修正してもらいたい。

○景観遺産の登録候補について（報告）

- ・景観遺産の登録候補について事務局より説明

（委員）

鉄筋コンクリート造以外の建造物も候補になるのか。

（事務局）

前回と同様に鉄筋コンクリート造以外にも、防火性を高めた木造の建造物も候補にしている。また、調査結果次第にはなるが、鉄筋コンクリート造の建造物が立ちならんでいる通りに調和するように建てられた洋風意匠の木造建造物も候補として考えている。

（委員）

単に前回の追加ではないということであれば、ストーリーが重要になってくる。ストーリーによっては「豊岡震災復興遺産」がまちに増えていき観光につながると思う。

（事務局）

所有者の意向や調査結果によるが、ストーリーは前回までの流れを崩さないように考え、次回の部会において説明させていただきたいと思っている。

また、景観遺産の登録は、いわゆる行政によるお墨付きであり、地元がそれをどうPRするかが重要なため、観光につながる工夫を引き続き考えたい。

（委員）

地元説明はまだか。

（事務局）

登録候補の半数程度に話をしている。

○景観形成重要建造物等の第17次指定候補について（報告）

- ・景観形成重要建造物等の第17次指定候補について事務局より説明

（委員）

指定候補は市町のハザードマップ上で浸水想定区域等、危険な箇所として指定されていないか確認が必要と思う。

区域等に入っていた場合は、災害への対応を見据えた修景方針、支援、助成金のメニューを検討するのが良いと考える。

(事務局)

浸水想定区域に関しては特に確認は行っていないが、「江見家住宅」については、敷地と建物の一部が土砂災害警戒区域（Y区域）内（土砂災害特別警戒区域（R区域）外）であることは確認している。

(委員)

一般住宅は浸水対策として基礎を上げたりしている可能性もあるので、確認できたものについては、指定資料に盛り込んではどうか。

(事務局)

景観形成に影響する過去の被災履歴や災害対策等について、確認できる範囲で指定資料に記載する。

(委員)

「江見家住宅」は庭の面積が大きいと思うが、こういった庭の特徴を指定資料に含めることが望ましいと考える。今回の場合、そういった予定はあるのか。

(部会長)

今回の資料では配置図等については触れていないので、今後指定資料作りの中で調査することになる。

(事務局)

庭などの周辺の特徴もわかるように、資料作成する。

(委員)

「株式会社蛭田理研」の正面の建物の東側奥にある建物は、比較的年代の浅い見た目であるが、歴史的な建物として指定する予定なのか。

(事務局)

今後、現地調査を行って判断したい。

なお、敷地東側の建物は何度か増改築されているため、今後増改築された年代も含め調査を行った上で説明させていただく。